

2026年02月24日

2026年2月24日に行われた日本企業の輸出規制リスト及び監視リスト掲載について

中華人民共和国商務部(以下「商務部」といいます。)は、2026年2月24日に「中華人民共和国輸出管理法」(以下「法」といいます。)及び「中華人民共和国两用物項輸出管制条例」(以下「条例」といいます。)に基づき、「商務部公告2026年11号」<sup>i</sup>(以下「第11号公告」といいます。)及び、「商務部公告2026年12号」<sup>ii</sup>(以下「第12号公告」といいます。)を公布し、即日施行しました。

これらの公告は、日本企業を各20社指定することで、デュアルユース品(中文:两用物項)のこれらの企業への輸出等を禁止し、または制限するものです。なお、規制対象となるデュアルユース品は、商務部のウェブサイトに掲載されるリスト<sup>iii</sup>にて参照可能です。

このうち第11号公告は、「日本の軍事力強化に関与する日本の20社のエンティティ(中文:实体)」を輸出管理規制リスト(条例28条)に追加するものです。具体的には、これら20社のエンティティに対しては、中国の輸出事業者が、デュアルユース品目を輸出することが禁止され、また、中国境外の組織及び個人が、中華人民共和国原産のデュアルユース品を移転し又は提供することが禁止されます。加えて、現在実施中の関連する活動は直ちに停止すべきとされています。ただし、特別な事情により輸出がどうしても必要である場合は、輸出事業者は、商務部に申請しなければならないとされています。

次いで、第12号公告は、「デュアルユース品の最終ユーザー・最終用途の確認をすることができない20社のエンティティ」を監視リスト(条例26条)に追加するものです。具体的には、輸出事業者が、当該20社に対し、デュアルユース品を輸出する際には、個別許可を申請のうえ、承認を得る必要があります。この個別許可の申請に当たっては、当該エンティティに対するリスク評価報告書の提出や、デュアルユース品を「日本の軍事力強化に寄与する一切の用途に使用しない旨の書面による確約」を提出する必要があるとされ、かつ、これらの調査は、45営業日以内とする審査期間(条例17条1

項)の適用を受けないとされています。また、これらの20社のエンティティは、調査協力義務(条例26条)を履行した場合は、監視リストからの削除を申請することができます。

本ニューズレターは、輸出管理規制リスト及び監視リストに掲載された日本企業及びその取引先においては、速やかな対応を検討する必要があり、まずはこれらの内容を迅速に把握することが重要と考えられることに鑑み、第11号公告及び第12号公告の公布・施行日において、その内容を法的観点から整理のうえ紹介するものです。

第11号公告及び第12号公告の概要は以下の通りです。なお、「規制内容」は、あくまでも公告に記載される内容ですが、前述の通り、これらの公告は、商務部が、法及び条例に基づきリストに追加したものであるため、「規制内容」に記載される以外に、法や条例に基づく規制や義務、罰則等が適用される可能性はあります。

第11号公告	
概要	輸出管理規制リストへの日本のエンティティ20社の追加
規制内容	① 輸出事業者が20社のエンティティに対しデュアルユース品を輸出することを禁止する。 ② 中国境外の組織及び個人が、中華人民共和国原産のデュアルユース品を、20社のエンティティに移転または提供することを禁止する。 ③ 現在進行中の関連活動は直ちに停止しなければならない。
指定された20社	1. 三菱造船株式会社(Mitsubishi Heavy Industries Shipbuilding Co.) 2. 三菱重工航空エンジン株式会社(Mitsubishi Heavy Industries Aero Engines, Ltd.)

【執筆者】 [パートナー弁護士 日野 真太郎](#)

【執筆者】 [中国法弁護士 常 偉](#)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係

(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

【大 阪】北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

【東 京】弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー  
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

【福 岡】弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp>



	<p>3. 三菱重工マリンマシナリ株式会社 (Mitsubishi Heavy Industries Marine Machinery &amp; Equipment Co., Ltd.)</p> <p>4. 三菱重工エンジン&amp;ターボチャージャー株式会社(Mitsubishi Heavy Industries Engine &amp; Turbocharger, Ltd.)</p> <p>5. 三菱重工マリタイムシステムズ株式会社(Mitsubishi Heavy Industries Maritime Systems, Ltd.)</p> <p>6. 川崎重工工業株式会社航空宇宙システムカンパニー (Kawasaki Heavy Industries Aerospace Systems Company)</p> <p>7. 川重岐阜エンジニアリング株式会社 (KAWAJU Gifu Engineering Co., Ltd.)</p> <p>8. 富士通ディフェンス&amp;ナショナルセキュリティ株式会社(Fujitsu Defense &amp; National Security, Ltd.)</p> <p>9. 株式会社 IHI 原動機(IHI Power Systems Co., Ltd.)</p> <p>10. 株式会社 IHI マスターメタル(IHI Master Metal Co., Ltd.)</p> <p>11. 株式会社 IHI ジェットサービス(IHI Jet Service Co., Ltd.)</p> <p>12. 株式会社 IHI エアロスペース(IHI Aerospace Co., Ltd.)</p> <p>13. 株式会社 IHI エアロマニュファクチャリング(IHI Aero Manufacturing Co., Ltd.)</p> <p>14. 株式会社 IHI エアロスペース・エンジニアリング(IHI Aerospace Engineering Co., Ltd.)</p> <p>15. NEC ネットワーク・センサ株式会社 (NEC Network and Sensor Systems, Ltd.)</p> <p>16. 日本電気航空宇宙システム株式会社 (NEC Aerospace Systems, Ltd.)</p> <p>17. ジャパン マリンユナイテッド株式会社(Japan Marine United Corporation)</p> <p>18. JMU ディフェンスシステムズ株式会社(JMU Defense Systems Co., Ltd.)</p> <p>19. 防衛大学校(National Defense Academy of Japan)</p> <p>20. 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)(Japan Aerospace Exploration Agency)</p>
--	---

	<p>を取得したりしてはならない。</p> <p>② 個別輸出許可を申請する際には、当該エンティティに対するリスク評価報告書を提出するとともに、デュアルユース品を「日本の軍事力強化に寄与する一切の用途に使用しない旨の書面による確約」を提出しなければならない。</p> <p>③ 許可審査期間は、条例 17 条 1 項に定める期間の制限（45 営業日）を受けない。</p>
<p>指定された 20 社</p>	<p>1. 株式会社 SUBARU(SUBARU Corporation)</p> <p>2. 富士エアロスペーステクノロジー株式会社(FUJI Aerospace Technology Co., Ltd.)</p> <p>3. ENEOS 株式会社 (ENEOS Corporation)</p> <p>4. 輸送機工業株式会社(Yusoki Co., Ltd.)</p> <p>5. 伊藤忠アビエーション株式会社 (ITOCHU Aviation Co., Ltd.)</p> <p>6. 株式会社レダグループホールディングス(Leda Group Holdings Co., Ltd.)</p> <p>7. 東京科学大学(Institute of Science Tokyo)</p> <p>8. 三菱マテリアル株式会社(Mitsubishi Materials Corporation)</p> <p>9. ASPP 株式会社(ASPP Co., Ltd.)</p> <p>10. 八洲電機株式会社(Yashima Denki Co., Ltd.)</p> <p>11. 住友重機械工業株式会社(Sumitomo Heavy Industries, Ltd.)</p> <p>12. TDK 株式会社(TDK Corporation)</p> <p>13. 三井物産エアロスペース株式会社 (Mitsui Bussan Aerospace Co., Ltd.)</p> <p>14. 日野自動車株式会社(Hino Motors, Ltd.)</p> <p>15. 株式会社トーキン(Tokin Corporation)</p> <p>16. 日新電機株式会社(Nissin Electric Co., Ltd.)</p> <p>17. 株式会社サン・テクトロ(Sun Tectro Co., Ltd.)</p> <p>18. 日東電工株式会社(Nitto Denko Corporation)</p> <p>19. 日油株式会社(NOF Corporation)</p> <p>20. ナカライテスク株式会社(Nacalai Tesque, Inc.)</p>

第 12 号公告	
概要	監視リストへの日本のエンティティ 20 社の追加
規制内容	① 輸出事業者が 20 社のエンティティに対してデュアルユース品を輸出する場合、一般輸出許可を申請したり、登録情報提出方式で輸出証明書

以下に、第 11 号公告及び第 12 号公告の原文及び仮訳（指定されたエンティティが記載されている別紙は省略）を掲載します。

### 【第 11 号公告原文】

根据《中华人民共和国出口管制法》和《中华人民共和国两用物项出口管制条例》等法律法规有关规定，为维护国家安全和利益，履行防扩散等国际义务，决定将三菱造船株式会社等参与提升日本军事实力的 20 家日本实体列入出口管制管控名单（见附件），并采取以下措施：

一、禁止出口经营者向上述 20 家实体出口两用物项，禁止境外组织和个人将原产于中华人民共和国的两用物项转移或提供给上述 20 家实体；正在开展的相关活动应当立即停止。

二、特殊情况下确需出口的，出口经营者应当向商务部提出申请。

本公告自公布之日起正式实施。

附件：出口管制管控名单（2026 年 2 月 24 日）

商务部

2026 年 2 月 24 日

### 【第 11 号公告仮訳】

「中華人民共和国輸出管理法」及び「中華人民共和国両用物項輸出管理条例」等の法律・法規の関連規定に基づき、国家安全と利益を維持し、不拡散等の国際的義務を履行するため、三菱重工業株式会社等の日本の軍事力強化に関する日本の 20 社のエンティティを、輸出管理規制リスト（別紙参照）に追加し、以下の措置を講じることを決定する。

一、輸出事業者が上記 20 社のエンティティに対しデュアルユース品を輸出することを禁止し、中国境外の組織及び個人が、中華人民共和国原産のデュアルユース品を、上述した 20 社のエンティティに移転または提供することを禁止する。現在進行中の関連活動は直ちに停止しなければならない。

二、特別な事情により輸出がどうしても必要である場合は、輸出事業者は商务部に申請を提出しなければならない。

本公告は公布の日から正式に施行する。

別紙：輸出管理規制リスト（2026 年 2 月 24 日付）

商务部

2026 年 2 月 24 日

### 【第 12 号公告原文】

根据《中华人民共和国出口管制法》和《中华人民共和国两用物项出口管制条例》等法律法规有关规定，决定

将斯巴鲁株式会社等无法核实两用物项最终用户、最终用途的 20 家日本实体列入关注名单（见附件）。

出口经营者向上述实体出口两用物项，不得申请通用许可或者以登记填报信息方式获得出口凭证；申请单项许可时，应当提交对列入关注名单实体的风险评估报告，并提供不将两用物项用于一切有助于提升日本军事实力用途的书面承诺。许可审查期限不受《中华人民共和国两用物项出口管制条例》第十七条第一款规定期限的限制。

商务部将对关注名单中实体的两用物项出口实施更严格的最终用户和最终用途审查，涉日本军事用户、军事用途，以及一切有助于提升日本军事实力的其他最终用户用途出口不予批准。

列入关注名单的实体根据《中华人民共和国两用物项出口管制条例》第二十六条规定，履行配合核查义务的，可申请移出关注名单。商务部核实后，可以将其移出关注名单。

本公告自公布之日起正式实施。

附件：关注名单（2026 年 2 月 24 日）

商务部

2026 年 2 月 24 日

### 【第 12 号公告仮訳】

「中華人民共和国輸出管理法」及び「中華人民共和国両用物項輸出管理条例」等の関連法規に基づき、SUBARU 株式会社等の、デュアルユース品の最終ユーザー・最終用途の確認をすることができない 20 社のエンティティを監視リストに追加することを決定する（別紙参照）。

輸出事業者が、上記エンティティに対しデュアルユース品を輸出する場合、一般許可を申請したり、登録情報提出方式で輸出証明書を取得したりすることはできない。個別許可を申請する際には、監視リストに掲載されたエンティティに対するリスク評価報告書を提出するとともに、日本の軍事力強化に寄与する一切の用途に使用しない旨の書面による確約を提供しなければならない。許可審査期間は「中華人民共和国両用物項輸出管理条例」第十七条第一項に定める期間の制限を受けない。

商务部は、監視リストに掲載されたエンティティへのデュアルユース品輸出に対し、最終ユーザー及び最終用途のより厳格な審査を実施し、日本の軍事ユーザー・軍事用途及び、日本の軍事力強化に寄与するその他全ての最終ユーザー・用途への輸出は承認しない。



監視リストに掲載されたエンティティが、「中華人民共和国两用物項輸出管理条例」第 26 条の規定に基づき、検証協力義務を履行した場合は、監視リストからの除外を申請できる。商務部の確認後、当該エンティティを監視リストから除外することができる。

本公告は公布の日から正式に施行する。

別添：監視リスト（2026 年 2 月 24 日）

商務部

2026 年 2 月 24 日

<sup>i</sup> [商务部公告 2026 年第 11 号 公布将 20 家日本实体列入出口管制管控名单](#)

<sup>ii</sup> [商务部公告 2026 年第 12 号 公布将 20 家日本实体列入关注名](#)

[单](#)

<sup>iii</sup> [商务部 海关总署公布 2026 年度《两用物项和技术进出口许可证管理目录》](#)